

伊勢崎市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第1号

伊勢崎市部設置条例の一部を改正する条例

伊勢崎市部設置条例（平成17年伊勢崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第9号を次のように改める。

(9) 産業経済部

第1条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 農政部

第2条第9号中「経済部」を「産業経済部」に改め、同号ウからオまでを削り、同号カを同号ウとし、同条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 農政部

ア 農業に関する事項

イ 土地改良に関する事項

ウ 国土調査に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（伊勢崎市防災会議条例の一部改正）

2 伊勢崎市防災会議条例（平成17年伊勢崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「24人」を「25人」に改める。

（伊勢崎市労働教育委員会条例の一部改正）

3 伊勢崎市労働教育委員会条例（平成17年伊勢崎市条例第166号）の一

部を次のように改正する。

第6条中「経済部商工労働課」を「産業経済部商工労働課」に改める。

(伊勢崎市国民保護協議会条例の一部改正)

4 伊勢崎市国民保護協議会条例（平成18年伊勢崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「53人」を「54人」に改める。